許可番号第 893 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区入谷2丁目19-7 氏名 株式会社長岡商店 代表取締役 長岡 俊一 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第58条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和7年7月29日

大田区長の名において 東京二十三区清掃協議会 会長 吉住 健



記

1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ

2 事業の区分

収集・運搬(保管・積替えを除く。)

3 運 搬 先

区長の指定する処理施設

4 作業場所

大田区の区域内

5 許可期間

令和7年8月1日 から 令和9年7月31日 まで

6 許可の条件

本許可証は、許可の更新によるものであり、 交付日から効力を有する。

¹ この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

² この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として(訴訟において 大田区を代表する者は、大田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを 知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起 することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日 の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。